

検察庁法		国家公務員法	
改正案	現行	改正案	現行
【検察官には適用なし】		第三章 (略) 第二節 (略) 第四款 (略)	第三章 職員に適用される 第二節 採用試験及び任 免
第六十条の二 任命権者は、年齢 六十年に達した日以後にこの法 律の規定により退職した者(一 当該退職をした日において臨時 的職員その他の法律により任期 を定めて任用される職員及び常 時勤務を要しない官職を占める	(新設) の任用)	第四款 任用	第四款 任用

職員であつた者を除く。以下の条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定により退職をした者（当該退職をした日において同法第四十一条の六第三項各号に掲げる隊員であつた者を除く。以下この項及び第三項において「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常

の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。) (一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職(第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。)を除く。以(一)の項及び第二項に(二)の項(同上)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めてい

<p>るものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>② 前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。</p> <p>③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれら<u>の者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再</u></p>		

<p>任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任し、うとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>④ 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>第六節 (略)</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第一目 (略)</p>	<p>第六節 分限、懲戒及び保障</p> <p>第一款 分限</p> <p>第一目 降任、休職 、免職等</p>	

第二十五条 (略)

第二十五条 檢察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

(身分保障)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

第二目 管理監督職

勤務上限年

年齢による降任等

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(新設)

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職 (一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項)

(新設)

第九条 各地方検察庁に検事正各

第九条 各地方検察庁に検事正各
一人を置き、一級の検事 (年齢が六十三年に達した者を除く。)

第九条 各地方検察庁に検事正各
一人を置き、一級の検事 (これに

第二十五条 檢察官は、前三条の

第七十五条 職員は、法律又は人

第七十五条 職員は、法律又は人

事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職されることはない。

）をもつて充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② (略)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② (略)

第二十二条 (略)

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日（新設）

第二十二条 (略)

（新設）

に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の~~團~~の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び第八十一条の七第一項において同じ。）を占める職員で、その占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達する職員について、異動期間当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この款において~~團~~

じ。) (第八十七条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。) に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職 (以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。) への降任又は転任 (降給を伴う転任に限る。同項において同じ) をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職勤務上限年

年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及び

これに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職
年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職の

ほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職
年齢六十年を超える六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

<p>第二十条 (略)</p> <p>② 前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。</p>	
<p>第二十条 (略)</p>	
<p>第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し</p>	<p>③ 第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下「の目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

<p>【検察官には適用なし】</p>	<p>（昇任し、降任し、又は転任することができない。）</p>
<p>第八十一条の四 前二条の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第八十一条の五 前二条の規定は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</p> <p>第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日</u>から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

年退職日」という。)がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることがで
きる。

- 一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
- 二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則

で定める事由

② 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これら）の規定により延長された期間を含む（）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された（当該）異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された（当該）異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された（当該）異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、（当該）職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し

て三年を超えることがない

③ 任命権者は、第一項の規定に

より異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職）を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営

に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、
当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

④ 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間これらの規定により延長された期間を含むが延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるととき（第二項の規定により

			<p>延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>⑤ 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（第一項から前項までの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に關し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

第三目 定年による (定年による退職)	第二目 定年 (定年による退職)
<p>第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。</p> <p>第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。</p>	<p>② (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官</p>	<p>② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</p> <p>一 病院、療養所、診療所等で</p>
<p>人事院規則で定めるものに勤</p>	

		<p>職を占める医師及び歯科医師その他職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。</p>
(3) (略)		<p>二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年</p> <p>三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適當と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超えて、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢</p>
(3) 前二項の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。		<p>務する医師及び歯科医師 年齢六十五年</p>

【検察官には適用なし】

【検察官には適用なし】

(定年による退職の特例)

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める

ときは、同項

の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している

職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む）を延

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて

その退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該

職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。職務に従事させるため、引き続いて勤務させることができる。

長した職員であつて、定年退職日ににおいて管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職

			<p>務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由</p>
監督職に係る異動期間の末日	<p>② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理</p>	<p>② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日</p>	

<p>の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>			
<p>【検察官には適用なし】</p>		<p>③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>【検察官の俸給等に関する法律附則第六条の新設】</p>	<p>【検察官に適用】</p>	<p>(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に對し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明書を交付しなければなら</p>	<p>(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)</p> <p>第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、免職し、その他これに對しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければなら</p>

<p>第三十一条 第十五</p> <p>第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条から第二十条まで及び第二十二条から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十三条の規定により、検察</p>	<p>第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条、第十九条乃至第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十三条の規定により、検察</p>	<p>② 職員が前項に規定する著しく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができない。</p>
<p>第四条 職員に 関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）をもつて、当該特例</p>	<p>附則 第三十三条 一般職に属する職員に 関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これ</p>	<p>③ (略)</p> <p>③ 第一項の説明書には、当該处分につき、人事院に對して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。</p>
<p>第十三条 一般職に属する職員に 関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これ</p>	<p>附則 第十三条 一般職に属する職員に 関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これ</p>	<p>② 職員が前項に規定するいぢりしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができない。</p>

官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

を規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

第三条 附 則
令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に

和~~六~~年三月三十一日までの間に

における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他

の検察官は、年齢が六十四年」とする。

【参照】

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日

附 則
(新設)

5 令和~~六~~年四月一日から令和十

年三月三十一日までの間ににおける前項に規定する職員に対する第八十一条の六第二項の規定

の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じ、同

条第二項中「年齢六十五年」

とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書

中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

る。

から令和	四月一日	令和 六 年
六十五年	年を超え	、六十一
		六十七年

に、検事に任命されるものとす
る。

日まで	月三十一	年三	から令和	四月一日	令和一年	まで	三十一日	年三月	から令和	四月一日	令和八年	まで	三十一日	八年三月
規則で定	で人事院	い範囲内	を超えた	六十五年	年を超	、六十三	める年齢	規則で定	で人事院	い範囲内	を超えた	六十五年	年を超	、六十二

<p>第四条 法務大臣は、当分の間、 検察官（検事総長を除く。）が 年齢六十三年に達する日の属す る年度の前年度（当該前年度に 検察官でなかつた者その他の当 該前年度においてこの条の規定 による情報の提供及び意思の確 認を行うことができない検察官 として法務大臣が定める準則で 定める検察官にあつては、当該 準則で定める期間）において、 当該検察官に対し、法務大臣が 定める準則に従つて、国家公務 員法等の一部を改正する法律（ 令和二年法律第二号）によ る定年の引上げに伴う当分の間 の措置として講じられる検察官 の俸給等に関する法律（昭和二 十三年法律第七十六号）附則第</p>	<p>（新設）</p>	<p>第九条 任命権者は、当分の間、 職員（臨時の職員その他の法律 により任期を定めて任用される 職員及び常時勤務を要しない官 職を占める職員並びに令和二年 国家公務員法等改正法第一条の 規定による改正前の第八十一条 の一第二項第一号に掲げる職員 に相当する職員として人事院規 則で定める職員及び同項第三号 に掲げる職員に相当する職員の うち人事院規則で定める職員そ の他人事院規則で定める職員を 除く。以下この条において同じ 。）が年齢六十年（同項第二号 に掲げる職員に相当する職員と して人事院規則で定める職員に あつては同号に定める年齢とし 、同項第三号に掲げる職員に相</p>	<p>める年齢</p>
	<p>（新設）</p>		

五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十一項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職した場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後にお

当する職員のうち人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間）において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、令和二年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる一般職の職員の給与に関する法律附則第八項から第十六項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の俸給月額を引き下げる給与に関する特

ける勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

例措置及び国家公務員退職手当

法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十一項から第十五

項までの規定による当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。